# daily コラム

2025年7月30日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

# 役員の過労死による 労災が認定される

#### 役員の過労死に労災認定

2025年6月11日の朝日新聞によると、 2017年5月に急性心筋梗塞で死亡した千葉 県内の建設会社の専務取締役(66歳男性) について、2018年9月に労働基準監督署が 労災認定していたことが判明しました。

死亡した役員は、週休1日で主に現場監督として勤務し、死亡する直近2~6月の時間外労働は月平均100時間を超え、「過労死認定ライン」の複数月平均80時間を超えていたとして、労災が認められました。

一般に、役員の過労死による労災認定は 困難とされていますが、死亡した役員が会 社に提出していた「出勤簿」から労働時間 の裏付けが取れ、同僚や部下からも証言が 得られたことが大きかったようです。

### なぜ役員に労働者性が認められたのか?

役員は使用者とされ労災給付に不可欠な 労働者性が認められないことが多いのです が、本件では工事の受注や人員配置などを 決定する「業務執行権」が代表取締役にあ って、死亡した役員にはなく、実質的には 代表取締役の指揮命令を受けて働く労働者 に過ぎなかったと判断され、労働者性が認 められました。 なお、死亡した役員の遺族は会社と代表 取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起し、 2024年に和解が成立しています。

## 労災保険料を納めていなかったら?

役員は一般の労働者を対象とする通常の 労災保険には加入できず、規模や業種によって加入できる特別加入をしない限り、原 則として労災保険の対象とはなりません。

特別加入して保険料を納付していれば問題はないので、本件の場合、特別加入していなかったと思われます。

なお、会社が労災保険料を未納であった としても、労災給付の申請は可能です。

もし、労災保険料を納めておらず、特別加入もしていなければ、保険給付額の最大40%が費用徴収として請求されます。

さらに行政等から指導を受けていたにも かかわらず労災保険加入漏れとなっていた 場合は、保険給付額の全額が会社に請求さ れることになります。役員だから労災保険 は関係ないとは一概に言えません。

